

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

静峰ふるさと公園活性化事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県那珂市

3 地域再生計画の区域

茨城県那珂市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

・静峰ふるさと公園は日本さくら名所100選に選定された八重桜の名所であり市の代表的な観光資源であるが、その分桜のイメージが強く、春に集中した集客傾向となっており、特に秋から冬にかけての集客と活用が課題となっている。

・ノルディックウォーキングコース、遊具広場等の整備により子育て世帯の来園者が増えてきているが、公園自体の認知度がまだ低く、また、民間団体・事業者等による公園利用ができることをあまり知られていないため、公園を拠点とした地域活性化・産業振興に直接つながる取り組みが進んでいない。

・行政主体の取り組みでは、地域の担い手の育成につながらず、また、政策の方向性が変更となる可能性があり、公園の活用についての続性に懸念がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

市の魅力向上及び関係人口の増加を目指すため、市の主要観光施設である静峰ふるさと公園を四季を通じて多世代が集える拠点として整備し、市の特性である交通の利便性と住みよさを生かした定住人口を増やすための取組みと併せた公園の活用を始めたことにより、市内外の子育て世帯の来園機会が増加傾向にある。

多世代が四季を通じて集える公園を目指すため、来園者がより公園に愛着を持ち市への再訪の機会を増やすことで、交流人口から関係人口への深化を図るとともに、地域住民・団体等と連携し、民間主体で市との関係性と公園の賑わいが継続する体制の構築を図る。また、官民共同でイベント等を実施し、公園の新たな活用方法を示すことで、今まで来園機会のなかった人や団体を誘致し、収益性を高め、更なる地域振興を図る。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
静峰ふるさと公園に関する関係人口（人）	25	15	10
静峰ふるさと公園をイベント等で活用した民間団体数（団体）	183	6	8
静峰ふるさと公園でのイベント来園者数（人）	43000	3000	5000

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
20	45
6	20
5000	13000

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

静峰ふるさと公園活性化事業

③ 事業の内容

・民間団体、企業、地域おこし協力隊、県内大学等と官民連携でイベント等モデル事業を実施し、静峰ふるさと公園の活用の可能性を実証及び対外的にPRすることにより、その後の民間団体等による公園活用の促進と担い手の育成につなげる。

・静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会を開催し、地域のニーズを聴取するとともに地域住民も参画した取り組みを行うことで、郷土愛を醸成し公園を中心とした賑わいづくりを我がこととして捕えてもらい来園のきっかけにすることで来園機会を増やし、地域活性化と事業の継続を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

・単にイベントを実施するだけでなく、それを民間の各種団体等に公園の新たな活用方法としてPRすることで、行政が介入しない継続的な公園活用を図る。

・公園使用料、イベント出店料等の収入を増やすことで、市財政の負担軽減を図る。

【官民協働】

民間事業者、団体等（地域おこし協力隊、まちづくり団体、ケータリング協会等）が主体となり、市がサポートするかたちでイベント等の事業を開催し、新たな公園活用の可能性を示し、新規の誘客を促す。

【地域間連携】

市の特性である交通の利便性を活かして、静峰ふるさと公園から近隣自治体を周遊するきっかけを提供し、広域観光を推進することができる。

【政策間連携】

四季を通じて多世代が集える公園というコンセプトのもと、教育政策・保険福祉政策・農業政策等と連携し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層をターゲットとした事業を展開することができる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度7月に、前年度3月末時点のKPIの達成状況を政策企画課が取りまとめ、那珂市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議において事業実績を検証する。また、9月に議会所管常任委員会において事業実績等を報告し質疑を実施する。

【外部組織の参画者】

那珂市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議を構成する茨城県計画推進課（いばらき移住・二地域居住推進協議会担当課長）、（株）ひたちなかテクノセンター（企業支援コーディネーター）、那珂市商工会（事務局長）、農業法人那珂アグリズ（代表）、アグリビジネスネットワーク「フェルミエ那珂」（代表）、茨城大学（人文社会科学部教授）、常磐大学（総合政策学部教授）、常陽銀行（支店長）、筑波銀行（支店長）、まちづくり協議会（会長）、FP事務所 w i l l B e（代表）、（有）スクール（代表取締役）、（株）JTB（法人事業課長）、認定こども園大成学園幼稚園（園長）、中小企業診断士社会保険労務士はたけやま事務所（代表）において事業実績を検証する。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、市のホームページおよび広報誌において、那珂市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議の結果（議事）を公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 33,307千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。